

=====
浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

=====
新年 あけましておめでとうございます
今年 もよろしくお願 いたします

更正の請求期間の延長及び拡充

平成23年12月2日に、平成23年度税制改正に関する法律「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。その中で、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として5年(改正前は1年)に延長されました。

※なお、欠損金の繰越控除に係る法人税の更正の請求ができる期間は9年となりました。

更正の請求範囲の拡大

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求(又は修正申告書)の提出により事後的に適用を受けることができるようになりました。

※当初申告要件が廃止された措置

所得税：純損失・雑損失の繰越控除など

法人税：受取配当金の益金不算入や所得税額控除など

相続税：配偶者の税額控除など

また、控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求(又は修正申告書)の提出により、適正に計算された正当額まで当初申告時

の控除等の金額を増額することができることとされました。

※控除額の制限が見直された措置

所得税：青色申告特別控除(65万円)など

法人税：受取配当金の益金不算入限度額や所得税額控除、指定寄附金などの損金算入など

この措置の適用は次のとおりとなっており、それより前の年分等には適用されません。

所得税関係：平成23年12月2日の属する年分以後の所得税

法人税関係：平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税

資産税関係：平成23年12月2日以後に申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税

事実を証明する書類の提出義務化

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる、「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。この改正は、平成24年2月2日以後に行う更正の請求から適用されます。

偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則の創設

内容虚偽の記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が設けられました。この改正は、平成24年2月2日以後に行う更正の請求から適用されます。

=====
 ☆ ☆ ☆ 今 月 の 税 務 メ モ ☆ ☆ ☆

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月10日 |
| 2. 7~12月分の源泉所得税の納付 | 納付期限...1月10日(特例は1月20日) |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月31日 |
- =====
 =====

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号 瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL http://www.hamahira.com

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

平成23年分の所得税から適用される主な改正事項

毎年のことながら、確定申告の時期が参りました。今年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間は2月16日から3月15日までです。なお、還付申告については2月15日以前でも受け付けています。

今回の申告から適用される主な改正事項は以下の通りです。

1 年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなります。なお、この場合であっても医療費等の還付を受けるための申告をすることはできます。

2 扶養控除等の改正

①年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。

②特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満(改正前は16歳以上23歳未満)の扶養親族とされました。

③扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前は40万円)に引き上げられました。

3 住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除について、平成23年6月30日以後に住宅の新築や購入、増改築等(以下「住宅の取得等」といいます)の契約をし、その住宅の取得等に関し

補助金等の交付を受けた場合には、その対価の額または費用の額から補助金等の額を控除することとされました。

4 認定NPO法人又は公益社団法人等に寄附金を支出した場合には、寄附金控除(所得控除)と税額控除である認定NPO法人寄附金特別控除又は公益社団法人等寄附金特別控除との選択適用ができることとされました。

5 東日本大震災に関して支出した震災関連寄附金につき、寄附金控除の控除対象限度額が、所得金額の80%相当額されました。また、一定の認定NPO法人又は中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち、被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて受けられる特定震災指定寄附金特別控除が創設されました。

23年分確定申告期も閉庁日対応

国税庁では、確定申告期の各種施策の一つとして期間中の平日に税務署等へ訪れることができない納税者のため、平成15年分確定申告から日曜日に税務署等で確定申告の相談や申告書の收受を行う「閉庁日対応」を実施していますが、今年2月からの平成23年分確定申告においても引続き実施します。

実施日は、早期申告にもつながることから申告期間前半の2月19日と2月26日の2日間。対応の方法は昨年までと同様に、税務署を通常通り開庁するケースのほか、庁舎のスペースや交通の利便性を考慮して近隣の複数の税務署が署外で一緒に行う「合同会場」や「広域センター」を設置するケースがあります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- 1. 1月分源泉所得税の納付 納付期限.....2月10日
2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) 申告期限.....2月29日
3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) 申告期限.....2月29日
4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告 申告期限.....2月29日

=====
浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

新生命保険料控除の「基準日」明らかに

今年からスタートする新生命保険料控除の具体的な取扱いが明らかになりました。生命保険料控除については、平成22年度税制改正において、介護医療保険料控除(適用限度額4万円)が創設されるとともに、新契約に係る一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ4万円(改正前5万円)とし、各保険料控除の合計適用限度額が12万円(同10万円)に引き上げられました。

この新生命保険料控除制度は平成24年分以後の所得税について適用することとされていますが、その取扱いに関して「契約締結に係る基準日」の考え方などについて生命保険協会が国税庁に照会し、これに対する国税庁の文書回答という形で詳細が明らかとなったものです。

それによると、新生命保険契約および旧生命保険契約の締結に係る基準日は、生命保険契約の「申込日」や「責任開始日」ではなく、保険期間の起算日である「契約日」となることが明確化。また、契約変更等にもなう基準日についても明らかとなりました。平成24年1月1日以後に旧契約に附帯して新契約を締結した場合には、同日以後に締結した契約(新契約)とみなすこととされていますが、この新契約とみなす範囲の契約変更等を行った場合の基準日は、「手続日」や「責任開始日」ではなく、「効力発生日」となります。

このほか、新契約とみなす範囲の契約変更等についても明らかになっています。平成24年1月1日

以後に、旧契約について、転換、アカウント型商品の保障見直し、主契約の更新、特約の更新、特約の付加等の契約変更等が行われた場合には、その旧契約は「新契約」とみなすこととなります。

一方、旧契約について行われる、保険金額の増減額(特約の付加以外)、保障のない特約(保険料口座振替特約や特別勘定特約等)の付加、契約者の名義変更等については、新契約とみなすものには該当しないことが明らかとなりました。

エコで差がつく住宅ローン減税

住宅ローン控除は、10年以上のローンを組んでマイホームを買ったり増改築したりした場合、一定要件のもと、年末借入残高の1%相当額が10年間にわたり所得税から控除できる制度です。平成24年中に取得・居住した場合の控除額は、現行制度では10年間で最大300万円でしたが、改正によりこれが100万円増え、最大400万円になります。

これは現行制度の「改正」ではなく、省エネ性能の高い住宅向けのローン控除制度を「新設」することによるものです。来年度に創設予定の「低炭素まちづくり促進法(仮称)」に規定される「認定省エネ住宅」、例えば、断熱性の高い壁や太陽光発電パネルなどを備え、エネルギー消費量が現行基準より1割以上抑制できるマンションや一戸建て住宅について、適用対象となる年末借入残高の上限額を現行制度より大幅に拡大します。これにより同24年中に取得・居住した場合の控除額は10年間で最大400万円となります。

=====
☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 2月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....3月12日 |
| 2. 所得税の確定申告 | 申告期限.....3月15日 |
| 3. 個人の消費税の確定申告 | 申告期限.....4月2日 |
| 4. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月2日 |
| 5. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月2日 |
| 6. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....4月2日 |
- =====
 =====

=====
浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
 灌田ビル5階
 Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
 URL <http://www.hamahira.com>

News 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形
 =====

平成24年度税制改正

平成24年度税制改正法案は、3月8日に自民・公明の賛成を得て衆議院を通過しました。世間では消費税を増税することを閣議決定するとかでニュースになっておりますが、今回の税制改正は主に「富裕層」をターゲットにしているようです。

所得税法の一部改正

①給与所得控除の見直し

その年中の給与等の収入金額が1500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円を上限とします。これは平成25年分以後の所得税について適用します。

これに伴い、平成25年1月1日以後に支払う給与等について給与所得に対する源泉徴収税額表(日額表及び月額表)、賞与に対する源泉徴収税額表の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表について整備します。

②退職所得課税の見直し

特定役員退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とします。ここでいう特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます)が5年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。この改正は、平成25年分以後の所得税について適用します。

退職所得課税の見直しに伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行います。この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等及び同日以後に提出する申告書について適用します。

国外財産調書の提出制度創設

①国外財産調書の提出

居住者は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する場合には、当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」といいます)を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければなりません。この上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用します。

②故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則規定は以下の通りになります。

- ・国外財産調書に偽りの記載をして提出した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処します。
- ・正当な理由がなく国外財産調書を提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処します。ただし、情状により、その刑を免除することができるようです。

(注)上記の改正は、平成27年1月1日以後の違反行為について適用します。

=====
 ☆ ☆ ☆ 今月の税務メモ ☆ ☆ ☆
 =====

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 3月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....4月10日 |
| 2. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月1日 |
| 3. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月1日 |
| 4. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....5月1日 |
- =====
 =====

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
 瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

消費税法等の一部を改正する等の法律案

財務省は、3月末に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出しました。この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支えあう社会を回復することが、我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引き上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引き上げ及び相続税の基礎控除の引き下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものです。

現在は審議中ですが、これらが成立すると消費税や相続税等は実質増税となります。

消費税法の一部改正(案)

①平成26年4月1日施行

・消費税率を4%から6.3%に引き上げるとともに地方消費税率も1%から1.7%に引き上げ

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 4月分源泉所得税の納付
2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告

(計5%から8%に引き上げ)

・課税の適正化(事業者免税点制度の見直し、中間申告制度の見直し)

②平成27年10月1日施行

消費税率を6.3%から7.8%に引き上げるとともに地方消費税率も1.7%から2.2%に引き上げ(計8%から10%に引き上げ)

所得税法の一部改正(案)

※所得税の最高税率の引き上げ

課税所得5000万円超について45%(平成27年分以後の所得税について適用)

相続税法の一部改正(案)

※平成27年1月1日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用するもの

・相続税の基礎控除の引き下げ

「5000万円+1000万円×法定相続人数」
 →「3000万円+600万円×法定相続人数」

・相続税の税率構造の見直し(最高税率50%を55%に引き上げ)

・相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引き下げ(65歳→60歳)

租税特別措置法の一部改正(案)

※平成27年1月1日以後に取得する財産に係る贈与税について適用するもの

・直系卑属(20歳以上)を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

・相続時精算課税制度に係る受贈者の対象拡大(20歳以上の孫を追加)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 4月分源泉所得税の納付 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告 	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納付期限</td> <td>.....5月10日</td> </tr> <tr> <td>申告期限</td> <td>.....5月31日</td> </tr> <tr> <td>申告期限</td> <td>.....5月31日</td> </tr> <tr> <td>申告期限</td> <td>.....5月31日</td> </tr> </table>	納付期限5月10日	申告期限5月31日	申告期限5月31日	申告期限5月31日
納付期限5月10日								
申告期限5月31日								
申告期限5月31日								
申告期限5月31日								

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

平成24年度税制改正(続)

平成24年4月1日より施行された「租税特別措置法等の一部を改正する等の法律案」について、以前は個人所得課税と国際課税について紹介しましたが、今回はその他の諸税についていくつか簡単に紹介します。

法人課税

- ・研究開発税制の増加額等に係る税額控除制度の延長(2年延長)
- ・中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産の範囲に製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品(設備振動試験器や蛍光X線分子機器、LED測定器など)を追加した上、その適用期限を2年延長。
- ・環境関連投資促進税制の拡充(太陽光・風力発電設備に係る即時償却制度の創設)

資産課税

- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充及び延長(3年延長、ただし年ごとに非課税枠は減少される)
- ・山林に係る相続税の納税猶予制度の創設

消費課税

- ・自動車重量税の「当分の間税率」の見直し及びエコカー減税の拡充、延長(3年延長)
- ・「地球温暖化対策のための税」の導入(石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ)
- ・石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置の延長(当分の間)

太陽光発電等の即時償却は5月29日以後の取得に適用

先ほど述べました太陽光・風力発電設備に係る即時償却制度(いわゆるグリーン投資減税)で即時償却の対象となる太陽光・風力発電設備は、5月29日以後に取得する設備から適用されることになりました。

再生可能エネルギー設備(太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス)により発電された電気を電気事業者が買い取る固定価格買取制度の本年7月1日からのスタートに伴い、平成24年度税制改正ではグリーン投資減税の対象となる再生可能エネルギー設備のうち、10KW以上の太陽光と1万KW以上の風力の発電設備に限定し、買取制度の認定を要件に、取得価額の全額を初年度に即時償却できる制度を措置しました。

減税措置が適用されるのは、24年7月1日～25年3月31日までの間の対象設備の取得ですが、改正法の附則で、買取制度を定めた「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再エネ特措法)の政令で定められる事前認定の開始日(施行日)を施行日としています。

つまり、再エネ特措法の施行日である7月1日前であっても事前認定開始日と同じ日を減税が適用される対象設備の取得開始日とするもので、この事前認定開始日が政令で5月29日となったため、減税措置の適用も5月29日以後の取得が対象となりました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 5月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....6月11日 |
| 2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月2日 |
| 3. 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月2日 |
| 4. 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....7月2日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

税一体改革関連法案が26日衆院で可決

消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連8法案は6月26日午後、衆院本会議で与党と自民、公明両党などの賛成多数で可決し、参院に送付されました。衆院は今国会を9月8日まで延長することを決めており、早ければ8月上旬にも参院で可決・成立する見通しとなりました。この結果、消費税率は、平成26年4月に8%、27年10月に10%と2段階で引き上げられることが事実となりました。

消費税の一部改正法案は、民主、自民、公明の3党の協議によって修正されて22日に国会に提出されていましたが、当初法案に盛り込まれていた所得税・相続税増税を規定した条文や贈与税の見直しなどを規定した租税特別措置法の条文は削除され、平成25年度税制改正において議論される旨の規定が附則に設けられています。

消費税率引上げ時の低所得者対策では、簡素な給付措置について、「消費税率が8%となる時期から低所得者に配慮する給付付き税額控除及び複数税率の検討結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的・臨時的な措置として実施する」との条文とされましたが、その実施が、消費税率の8%への引上げの条件であることが確認されています。

そのほか、①住宅の取得については、平成25年度以降の税制改正等で検討し、消費税率の8%・10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する、②医療については、消費税率の8%への引上げ時まで、高額な投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当てを行う具体的な手法について検討し結論を得る、③自動車取得税及び自動車重量税については、抜本的な見直しを行うこととし、消費税率の8%への引上げ時まで結論を得ること、などで合意しています。

振り込み詐欺でだまし取られた金員は雑損控除の対象外

いわゆる振り込み詐欺で金員をだまし取られたことによって受けた損失が雑損控除の対象になるか否かの判断が争われた審査請求事件で、国税不服審判所は、振込みが請求人の意思に基づいてなされていることを理由に、雑損控除の対象になる災害や盗難、横領等のいずれかに伴う損失には当たらないと判断、審査請求を棄却しました。

この事件は、事業所得者が所得税の確定申告・修正申告をした後、いわゆる振り込み詐欺の被害にあつて金員をだまし取られたことに伴う損失は雑損控除の対象になると判断して更正の請求をしたのが発端。これに対して原処分庁が、更正すべき理由がない旨の通知処分をしてきたため、その全部取消しを求めて審査請求された事案です。つまり請求人は、振り込み詐欺の被害に伴う金額分の損失は、雑損控除制度の趣旨・目的に照らせば、所得税法72条1項が規定する「災害又は盗難若しくは横領」による損失のいずれかの損失に該当すると主張して、原処分の取消しを求めていたわけです。

これに対して裁決は、災害、盗難及び横領はいずれも別個の概念と指摘。その上で、詐欺の犯人が指定した口座に金員を振り込み、送金した行為自体は請求人の意思に基づいてなされており、災害による損失には当たらず、盗難による損失にも当たらないと斥けました。

また、横領は他人の物の占有者が委託の任務に背き、その物に関する権限がないにもかかわらず所有者でなければできない処分をすることであると解釈。その結果、振込みを終えた時点で、金銭は詐欺の犯人側に移転したものと認められるから詐欺の犯人はそもそも請求人の物の占有者でもない指摘、横領による損失にも当たらないと斥けました。結局、請求人の損失は「災害又は盗難若しくは横領による損失」に当たらないと判断しました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 6月分(特例の場合は1~6月分)源泉所得税の納付 | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....7月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

控除対象仕入税額の計算方法

昨年度の税制改正により、平成24年4月1日以降に開始する課税期間から、消費税の控除対象仕入税額が少し変わります。今までは課税売上割合が95%以上あれば、課税仕入れ等に係る消費税額の全額が控除対象仕入税額となっておりましたが、平成24年4月1日以降に開始する課税期間からは、その課税期間における課税売上高が5億円以下の場合にのみ適用するようになります。

課税売上割合が95%未満、または95%以上あっても課税売上高が5億円を超えていれば、**個別対応方式**または**一括対応方式**により控除対象仕入税額の計算をします。

④総売上高に加える、特定の有価証券等の対価の額は、その譲渡対価の額の5%に相当する金額とされています。

個別対応方式

その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを、

- イ 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ロ 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- ハ 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係るもの

に区分し、次の算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

【算式】仕入控除税額＝イ＋（ハ×課税売上割合）

この方式は上記の区分がされている場合に限り、採用することができます。

課税売上割合の計算方法

課税売上割合の計算は次の通りになります。

【算式】課税売上割合＝課税期間中の課税売上（税抜）÷課税期間中の総売上高（税抜）

※なお、この算式による計算に当たっては、次のような点に注意してください。

- ①総売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額をいい、課税売上高とは、国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をいいます。
- ②総売上高と課税売上高の双方には、輸出入取引等の免税売上高及び貸倒れになった売上高を含みます。また、売上げについて返品を受け、又は値引き、割戻し等を行った場合は、それらに係る金額を控除します。
- ③総売上高には非課税売上高を含みますが、不課税取引、支払手段の譲渡、特定の金銭債権の譲渡及び国債等の現先取引債券（売現先）等の譲渡に係る売上高は含みません。

一括対応方式

その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額が（1）の個別対応方式のイ、ロ及びハのように区分されていない場合又は区分されていてもこの方式を選択する場合に適用します。

その課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除する仕入控除税額は、次の算式によって計算した金額になります。

【算式】仕入控除税額＝課税仕入れ等に係る消費税額×課税売上割合

なお、この一括比例配分方式を選択した場合には、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできません。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 6月・12月・3月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....8月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
瀧田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

消費増税法案、8月10日に成立

消費税の増税を含む社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日、参院本会議で可決、成立しました。これにより、経済環境の急変時に増税を見合わせる「景気条項」はありますが、消費税の税率は、平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に引き上げられます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(いわゆる消費増税法)には、消費税率の引上げの他、いくつか消費税法に関する改正が規定されています。たとえば、消費増税法の施行日である平成26年4月1日以後に新設する資本金1千万円未満の法人のうち、他の者にその新設法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有され、かつ、当該他の者及びその特殊な関係にある法人のいずれかの課税売上が5億円を超える場合には、設立から2年間免税事業者となる制度が不適用となります。

消費増税法の施行日は平成26年4月1日ですが、旅客運賃や電気料金、請負工事、資産の貸付け、役務の提供、長期工事の請負等については、附則に経過措置が設けられています。前回平成9年の税率引上げ時とほぼ同様の措置です。施行日の半年前である平成25年10月1日前に工事の請負契約等を締結し、施行日以後にその契約に係る譲渡等を行う場合には、その譲渡等に係る消費

税は、改正前の5%の税率が適用されます。また、平成25年10月1日以後27年3月31日までの間に契約した場合には、平成27年10月1日以後の譲渡等であっても8%の税率が適用されます。

消費税の税率引上げ時期は決まりましたが、消費税の逆進性対策に関する具体的な内容については決まっておらず、給付付き税額控除や複数税率の導入を軸に、今後、検討されます。また、住宅や自動車などの高額品は、消費税率の引上げによる負担が重いため、増税前の駆け込み需要やその反動など経済に与える影響が大きいと考えられますが、それを緩和するための住宅ローン減税の拡充や自動車取得税の見直しも、今後の検討課題です。

なお、当初、法案に盛り込まれていた所得税・相続税関係の見直し部分は、民主、自民、公明の3党合意による修正で全て削除されています。しかし、附則において「検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。」と規定されています。従って、平成25年度税制改正法案において、所得税・相続税等の改正が盛り込まれることが、法律により担保されました。今後の税制改正の議論の行方が注目されます。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....9月10日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月1日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月1日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....10月1日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

税務調査手続の法定化

国税庁は、昨年の税制改正で税務調査手続が法定化されたことを受け、このほど法令解釈通達を制定するとともに、事務運営指針で調査に当たっての基本的な考え方を定め、法令を遵守した適正な調査を行うよう、職員に対し指示しています。法定化後の税務調査手続は、原則、平成25年1月1日以後開始する調査から適用されますが、円滑な実施のため本年10月1日以後開始する調査から、税務調査手続のうち、**事前通知と修正申告等の勧奨の際の教示文の交付手続**の先行的取組を実施します。

実地調査する場合は、原則として、あらかじめ電話等により、納税者や税務代理人(税務代理権限証書を提出している税理士等)と調査開始日時を日程調整した上で、調査開始日時・場所、調査対象税目、調査対象期間など法定化された事前通知事項を通知することになります。

修正申告等の勧奨に当たっては、納税者や税務代理人に対し、「不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる」旨を説明するとともに、その旨を記載した書面が交付されます。

先行的取組を実施しない主な税務調査手続きは

一方、**理由附記、更正決定等をすべきでない旨の通知、教示文を交付する際の署名押印、預り証を交付する際の署名押印**などについては、先行的取組みでは実施しない旨明らかにしています。

理由附記では、国税通則法施行後においては、全ての処分(申請に対する拒否処分及び不利益処分)に理由附記を行うこととなりますが、先行的取組み

においては、現行法令に基づき理由附記(青色申告書に係る更正や青色申告の承認の取消処分など)を行うこととなります。

更正決定等をすべきでない旨の通知では、法施行後においては、実地の調査の結果、調査した全ての税目及び課税期間のうち、非違が認められなかった税目及び課税期間がある場合には「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」をすることとなりますが、先行的取組みにおいては、従来どおり調査した全ての税目及び課税期間について非違が認められなかった場合で、かつ指導事項がない場合に「調査結果のお知らせ」を送付します。

法施行後の修正申告の勧奨においては、教示文を交付する際の署名押印では「不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨」を記載した書面の直接交付(交付送達)を行う際、国税通則法施行規則第1条の規定により、交付送達を行った旨を記載した書面に署名押印を求めますが、先行的取組みにおいては、署名押印は求めません。

預り証を交付する際の署名押印では、法施行後は、「預り証」の直接交付(交付送達)を行う際、国税通則法施行規則第1条の規定により、交付送達を行った旨を記載した書面に署名押印求めるが、先行的取組みにおいては、署名押印は求めません。なお、提出物件を留め置く際は、従来どおり「預り証」を交付します。提出物件を返還し、「預り証」を返還してもらう際は、提出物件を返還した事実を客観的に明らかにするため、従来通り「預り証」に署名押印を求めることとなります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 9月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....10月10日 |
| 2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月31日 |
| 3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月31日 |
| 4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....10月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

年末調整関係の各種様式公表

国税庁はこのほど、「平成24年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」をはじめとした5種類の年末関係書類の様式を公表しました。

源泉所得税については、22年度改正において生命保険料控除などが見直されたため、給与所得者の保険料控除申告書に介護医療保険料等の記載欄が設けられたほか、平成25年分の所得税源泉徴収簿には、特定役員等に係る退職所得金額の計算の見直しで整備がなされています。

23事務年度法人税課税実績で黒字割合が4年ぶりに増加

国税庁の平成23事務年度法人税課税実績によると、景気上昇の実感は湧かないものの、法人税の申告所得及び申告税額が前年に引き続き増加するとともに、黒字申告割合も増加に転じたことが明らかになりました。

今年6月末現在の法人数は297.7万法人で、このうち23年4月から24年3月までに終了した事業年度に係る法人税の申告について、24年7月までに申告があった276.3万件の申告所得金額は37兆2883億円(対前年比3.1%増)、その申告税額は9兆5352億円(同1.6%増)となり、22事務年度に引き続いて2年連続で前年を上回り、確実に景気が上昇していることを伺わせています。

また、申告した276.3万法人のうち黒字申告法人は25.9%に当たる約71.6万件で、過去最低だった前年を0.7ポイント上回り4年ぶりの増加となりました。ただし、依然4社に3社が赤字法人であるとともに申告欠損金額だけをみると、法人数が減少しているものの21兆

7343億円(同4.0%増)と逆に増えていました。申告1件当たりでは、黒字申告法人の所得金額は5209.3万円、赤字法人の欠損金額は1061.5万円でした。

23事務年度の源泉所得税額

国税庁がこのほど発表した平成23事務年度源泉所得税課税実績によると、同年度(23年7月から24年6月までに納付があったもの)の源泉徴収税額は前年に比べ2.2%増加の1兆8414億円となり、昨年に引き続き2年連続して増えていることがわかりました。

これは、平成22年度税制改正での「所得控除から手当へ」等の観点から子ども手当の創設とあいまって行われた15歳までの年少扶養親族に対する38万円の扶養控除の廃止と、高校の実質無償化に伴う16~18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)の廃止が平成23年分から実施されたことに伴い、人員的には若干減少したものの「給与所得」が9兆251億円と4.5%(3862億円)前年度に比べ増加したことが大きな要因だと思われます。

その他の項目をみると、「報酬料金等所得」が1兆1527億円(対前年度比0.3%増)となった以外は、軒並み減少となる「利子所得」4553億円(12.4%減)、「非居住者等所得」2623億円(同13.6%減)、「退職所得」2301億円(同0.3%減)、「特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等」390億円(同16.7%減)となっており、利子所得は銀行預貯金の金利が低水準となっていること、非居住者所得は特許等使用料が減少したためのようなようです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 10月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....11月12日 |
| 2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....11月30日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

復興財源確保法の施行(所得税)

平成23年に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます)が公布され、これが平成25年1月1日から施行されます。これに基づき、平成25年1月から通常の源泉所得税のほか、復興財源確保法に基づく復興特別所得税の源泉徴収も行わなければなりません。

今回は復興特別所得税の新設により、その内容をいくつかQ&A方式で紹介します。

復興特別所得税の源泉徴収はいつから?

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収する際、復興特別所得税を併せて源泉徴収しなければなりません。

復興特別所得税額の算出方法は?

復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に合わせて行くとされているため、源泉徴収の対象となる支払金額に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

合計税率とは、今まででいう所得税率に2.1%を上乗せした税率を言います。

また、算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

復興特別所得税の年末調整は?

年末調整は、所得税及び復興特別所得税の合計額により行います。

なお、年末調整による年税額(復興特別所得税含む)は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に2.1%を上乗せした金額(100円未満切り捨て)となります。

手取り額10万円に対する源泉徴収税額等は?

(支払金額)

$$100,000 \div (100 - 10.21) \% = 111,370.97$$

→111,370円(1円未満切捨て)

(所得税及び復興特別所得税の合計額)

$$111,370 \times 10.21\% = 11,370.877 \rightarrow 11,370 \text{円} (1 \text{円未満切捨て})$$

平成24年10月分の未払給与を平成25年1月に支払う場合は?

その場合は、平成24年10月に支払いが確定している所得のため、平成24年分の所得となります。

よって、実際の支払が平成25年1月以降になっても復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

当月分の給与を翌月5日に支払うこととなっている場合における、24年12月分の給与を25年1月5日に支払う場合は?

契約又は慣習などにより支給日が定められている給与については、その支給日がその給与の収入すべき時期とされています。

したがって、この場合の給与については平成25年1月5日が収入すべき時期となりますので、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1. 給与所得の年末調整 | 調整時期.....最後の給与 |
| 2. 11月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....12月10日 |
| 3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 4. 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 5. 1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月4日 |